

平成22年中に新築された方へ 家屋調査のお知らせ

平成 22 年中に家屋を新築された場合、翌年度から固定資産税の課税対象となります。また、市街化区域内に新築された方は都市計画税も課税対象になります。

この税金は、家屋の固定資産税評価額に税率をかけて税額が決定されます。税率は、固定資産税が1.4%、都市計画税が 0.25%です。評価額は、その家屋の屋根、外壁、内壁、柱など各部分別に使用されている建築資材の種類や、バス、トイレなどの設備に点数を付設して求めます。

市では、適正な評価額を計算するため、地方税法に基づき、税務課資産税グループの職員が家屋全体を調査させていただいています。家屋調査は、事前に通知文を発送し、ご連絡をいただいた日で実施しますので、よろしくお願います。

※今年度より通知文の携帯用 QR コードを読み込むことにより、インターネットで希望日時を申し込みできるようになりました。

家屋を取り壊されたら 家屋滅失届を提出してください

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地や家屋等の状況に基づいて課税されます。家屋を全部または一部を取り壊した場合、その部分にかかる固定資産税は翌年度からは課税されませんので、お早めに『家屋滅失届』をご提出ください。

なお、滅失登記の済んでいる場合はこの届出の必要はありません。また、土地の利用状況に変更があったときは、税務課までご連絡ください。

「家屋滅失届」は国分寺庁舎1階税務課窓口においてあります。または、市ホームページ内「申請書ダウンロード」か「税務課／固定資産税・都市計画税／家屋を取り壊した時の届出」をご覧ください。

くらしの 税情報

問い合わせ先

税務課

☎ 40-5554

高齢者サロン紹介③【地域ふれあいサロン事業】

高齢福祉課では、高齢者の“健康づくり”、“生きがいづくり”のため、地域のお年寄りが集まって気軽におしゃべりやゲームなどをして楽しむサロンづくりを進めています。

『ふれあいサロン友愛』

4月にオープンしたばかりで、市内6番目のサロンになります。

このサロンは、地域のコミュニティセンター友愛館に開設されたもので、地元の方々に愛されるサロンになるよう期待されています。

オープン(4月7日)当日は、ご近所のお年寄りの方とボランティアが勢ぞろいし、にぎやかなひと時となりました。

ひとり暮らしの方、家族と一緒にだけども昼間はひとりでさびしい、つまらない、そんな方、友愛館でおしゃべり仲間をつくりませんか。

- 会場 コミュニティセンター友愛館
- 日時 第1・3水曜日(祝日は休み)
午前9時30分～11時30分
- 参加費 100円/1回(お茶菓子代)



オープン当日、多くの方が集まり
楽しく過ごしました。

問い合わせ先

高齢福祉課

☎ 52-1115